

倫理規範

株式会社セラバリュース

目次

1. 従業員の基本倫理	3
(1) 基本姿勢	3
(2) 責任の完遂	3
(3) 公正な職務遂行	3
(4) 利益相反の回避	3
(5) 従業員の相互関係	3
2. 従業員の基本倫理	3
(1) 顧客に対する尊重	4
(2) 顧客の利益に対する保護	4
(3) 平等で公平な機会の付与	4
3. 株主および投資家に対する責任	4
(1) 株主および投資家に対する尊重	4
(2) 株主および投資家の利益に対する保護	4
4. 公正な競争の責任と義務	4
(1) 自由競争の原則遵守	5
(2) 関連法規や規程の遵守	5
5. 公正な競争の責任と義務	5
(1) 人に対する尊重	5
(2) 公正かつ合理的な待遇	5
(3) 創意性の促進及び自己啓発	5
6. 社会に対する責任と義務	6
(1) 社会の発展への寄与	6
(2) 安全事故の予防	6
(3) 労使和合を通じた発展	6
(4) 環境の保護と改善を通じた価値創造	6
7. 補則	6
(1) 遵守義務と責任	6
(2) 褒賞と制裁措置	7
附 則	7

1. 従業員の基本倫理

全従業員は誠実と信頼を基に、適切な倫理意識と価値観を確立し、絶え間ない自己啓発と公正な業務の遂行を通じてセラバリュースの一員としての使命を果たす。

(1) 基本姿勢

- 1) セラバリュースの一員としての誇りと自負心を基に、常に正直で誠実に職務を実行する。
- 2) 正しい倫理意識と価値観を持って、個人の尊厳と会社の名譽を維持することができるよう常に努力する。
- 3) 健康食品の開発、営業、マーケティング、生産、経営の世界的な標準を持つ会社にふさわしい人材像を自ら確立し、絶え間ない自己啓発を通じて、これに適合するように努力する。

(2) 責任の完遂

- 1) 従業員は、会社の vision と価値観を共有し、これにより各自に与えられた使命を誠実に遂行する。
- 2) 諸法規および会社規程の遵守に基づいて誠実な職務遂行に最善を尽くす。
- 3) 会社財産の維持と保護に自ら努め、業務上取得した情報のセキュリティポリシーを遵守する。
- 4) 従業員相互間の円滑な意思疎通と積極的な協力を通じ、意欲的に働くことができる健全な組織文化の形成に寄与する。
- 5) 健康的な家庭生活を通して、適切な企業価値観の形成に寄与する。

(3) 公正な職務遂行

- 1) 従業員は、公と私を明確にし、関連法規や規程を遵守して職務を公正に実行しなければならない。
- 2) 従業員は、業務上の価値判断の公正性を阻害するいかなる金銭的利益を受けてはならない。
- 3) 不当な指示、斡旋、勧誘、特惠の付与など、社会通念上、非倫理的で違法な行為をしてはならない。

(4) 利益相反の回避

- 1) 従業員は、職務に関連して、会社の利害と衝突するいかなる行為や関係も回避しなければならない。
- 2) 個人の目的や利益のために会社の財産を使用する、あるいは盗用する行為を禁止しなければならない。

(5) 従業員の相互関係

- 1) 従業員は、相互に基本的なマナーを守るべきであり、不当な指示や差別待遇をしてはならない。
- 2) 従業員は、相互間に不当な請託や社会通念上の過度な贈り物または金銭を提供してはならない。
- 3) セクハラなどの従業員に性的誘惑や性的羞恥心を誘発させ、会社の名譽を失墜させる行為をしてはならない。

2. 従業員の基本倫理

全従業員は顧客を全ての判断と行動の最優先基準とし、顧客の意見を常に尊重し、パートナーとしての義務を果たし、究極的に顧客とともに発展していく。

(1) 顧客に対する尊重

- 1) 従業員は、常に顧客の意見に耳を傾け、会社の経営に反映させ、顧客のニーズと期待に応え得る最高の品質と製品を提供する為に努力する。
- 2) 共に発展する相互尊重のパートナー的地位であることを認識し、顧客が必要とし、実質的に満足を得る真の価値を継続的に創造する。

(2) 顧客の利益に対する保護

- 1) 従業員は、顧客の財産と情報など、顧客に関する利益を関連法規や規程に基づいて保護し、不当に顧客の利益を侵害してはならない。
- 2) 顧客に対して真実で信頼性の高い情報を提供し、顧客の要求に対して迅速かつ正確に答える。

(3) 平等で公平な機会の付与

- 1) サプライヤーの選定は、常に客観的で公正な基準に基づいて行われ、相互対等な立場で行われなければならない。
- 2) 優越的地位を利用した任意の形の不当行為も容認してはならず、すべての取引条件と手順は、十分に協議する。
- 3) 清潔で透明な取引風土を醸成し、相互協力と技術革新を通じて、より高い利益を創出する。

3. 株主および投資家に対する責任

透明で効率的な正道経営を通じて企業の高付加価値を創出し、これにより、株主や投資家の利益を最大化する。

(1) 株主および投資家に対する尊重

- 1) 株主や投資家などの利害関係者の正当な要求と提案は、会社の経営に反映されるよう、積極的に努力する。
- 2) 株主の投資収益に対する保護と信頼の確保を経営の基調として常に認識する。

(2) 株主および投資家の利益に対する保護

- 1) 取締役会を中心として透明経営を実践する。
- 2) 経営資料は諸法規と基準に合わせて作成し、関連情報を法規に基づいて誠実に公示する。
- 3) 絶え間ない技術革新を通じた効率的な経営で企業価値を最大化し、それに伴う成果を株主と共有する。

4. 公正な競争の責任と義務

世界のすべての事業領域での自由競争の原則に基づいて、市場経済秩序を尊重し、相互尊重に基づいて公正かつ正当な方法で競争優位性を確保する。

(1) 自由競争の原則遵守

- 1) 従業員は、すべての事業と営業活動にあたり、自由競争の原則に基づいて、市場経済秩序を尊重し、最高品質の製品とサービスを通じて、顧客の信頼を得る。
- 2) 相互尊重に基づいて正々堂々と善意の競争を追求し、絶対に不当に競合他社の利益を侵害したり弱点を利用する不当な方法を行ってはならない。

(2) 関連法規や規程の遵守

- 1) 国内外のすべての事業及び営業活動における取引相手との契約上の義務だけでなく、その国の諸法規や規程を遵守し、取引慣習を尊重し、国の名誉と発展のために投資と取引に関する国際条約及び諸規定を遵守する。
- 2) 自律遵守プログラム（Compliance Program）の導入と運営を通じて公正取引関連法規を遵守し、共同自律規約を実践する。

5. 公正な競争の責任と義務

全従業員に対して、人間としての尊厳を尊重し、能力と成果に応じて公正かつ平等に待遇し、創意性を発揮して会社の発展に寄与できるように職場環境を造る。

(1) 人に対する尊重

- 1) 相互尊重の信頼と愛情をもとに、すべての従業員個々の人格を尊重する。
- 2) 従業員各自が当事者意識を持って業務のやりがいと誇りをもつことができるように最善を尽くす。
- 3) 従業員が最良な状態で最大の能力を発揮して職務を遂行することができるよう制度を確立し、教育や指導など必要な措置を講じる。

(2) 公正かつ合理的な待遇

- 1) 教育および昇進等に於いては従業員の能力と資質に応じて平等、公正な機会を与える。
- 2) 従業員の成果と業績に対しては、公正かつ合理的な基準にもとづき評価・報賞し、性別、学歴、年齢、宗教、出身地域、障害などを理由に不当に差別しない。

(3) 創意性の促進及び自己啓発

- 1) 従業員の独創的で自律的な思考と行動を促進するために自由に意思表示や提案ができるような環境を最大限に造る。
- 2) 専門的創意的な人材を育成するための制度を備え、教育プログラムを積極的に支援する。
- 3) 創意性の促進と自律的な参加意識などを鼓吹するために、快適で安全に働くことができる職場環境づくりと従業員と家族の健康、教育、福利厚生などの生活の質を向上させることができるように最善の

努力を尽くす。

6. 社会に対する責任と義務

透明かつ合理的な事業活動を通じて、堅実な企業に成長することにより、社会の構成員としての責任と義務を遂行し、社会的価値の創造を通じて、生活の質の向上と社会の発展に貢献する。

(1) 社会の発展への寄与

- 1) 雇用の創出と租税の誠実で透明な納税により社会の発展に貢献し、文化や社会福祉事業への参加を通じて、社会の発展に貢献する。
- 2) 従業員は、地域社会の一員として文化的、経済的発展に貢献するために最善を尽くし、地域社会の諸法規を遵守し、文化や伝統を尊重する。
- 3) 従業員は、国際的な協力とパートナーシップに参加する努力を通じて、市場の拡大と信頼形成の効益と事業的成果を図るとともに、国際社会の発展に貢献する。

(2) 安全事故の予防

- 1) 従業員は、安全のために諸法規や規程を常に熟知・遵守し、災害とリスク予防管理に最善の努力を尽くさなければならない。
- 2) 従業員個々は、自己と同僚を保護するために、常に注意を払う責任があり、企業業績の向上のために安全でない慣行や環境を改善するための措置を講じなければならない。

(3) 労使和合を通じた発展

- 1) 労使ともに当事者意識を持って、社会の一部であることを心掛けて、相互の信頼と尊重を基に和合して、労使の共存と会社の発展のために努力しなければならない。
- 2) 労使ともに職務に伴う役割、権限、責任および義務を明確に認識して行動し、会社の経営理念の共有、倫理的な企業文化の醸成、これを通じた企業の競争力向上に最善を尽くす。

(4) 環境の保護と改善を通じた価値創造

- 1) 環境の保全のため、環境問題の重要性を深く認識し、関連法規の遵守と環境にやさしい経営を通じて、環境保護と汚染防止のために努力しなければならない。
- 2) 環境と社会への責任を果たす企業が業界内の先導的な企業となると同時に、高い財務的成果の獲得と人材確保の近道であることを認識する。

7. 補則

(1) 遵守義務と責任

- 1) 全従業員は、常に倫理規範を熟知して遵守し、倫理規範に違反しないように最善の努力を尽くさなければならない。
- 2) 全役員および部門長は、所属職員の倫理規範の遵守を管理・監督する責任がある。

(2) 褒賞と制裁措置

- 1) 代表取締役は、倫理規範を遵守し、倫理経営確立に貢献した従業員については、人事評価に反映など、それに相当する褒賞を実施することができる。
- 2) 代表取締役は、倫理規範に違反する行為をした従業員については、懲戒等必要な措置をとることができる。ただし、具体的な制裁措置の種類、手続、効力などは就業規則で定めるところによる。

附 則

この規程は、2019年1月18日から施行する。